

交総組 第1838号

令和6年6月10日

令和6年12月31日まで保存

一般社団法人東京トラック協会
会長 浅井 隆 様

警視庁交通部交通総務課長

警視正 尾寄 亮太



事業用貨物車両の安全な運行に資するリスク管理の徹底について

本年は、事業用貨物車両を当事者とする交通事故が増加傾向にあり、その要因は様々ですが、近時、運転者の突発的な意識障害が疑われる事故、持病等の悪化による急激な体調変化が疑われる事故の発生が散見されております。

これらの事故は、運転中の発症を防ぐことが極めて困難である一方で、日々の点呼や定期健康診断の結果等からその前兆を把握、あるいは生活指導等を通じて改善策を講じることによって予防が可能であることが、国土交通省が発行する「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」等により示されております。

また、昨年中のバイクの運転者が死亡した事故においては、その相手方の65%が貨物車（トラック）であり、特に交差点を右折する際に、対向から直進してくるバイクを見落とすなど、運転者の注意力散漫が要因と疑われる事故も確認されております。

貴協会におかれましては、各事業者に対して、道路運送法、貨物自動車運送事業法等の関係法令や労働安全衛生法の義務に従い、当該事業に係る運転者の健康状態を把握、管理し、健康増進に努め、健康起因事故を未然に防ぐ責務があることを、今一度周知していただき、運転業務に支障があると認められる場合は、乗務を許可しないという判断を含めた厳格な運行管理を徹底するとともに、運転者の疲労やストレス状況等にも配慮した職場環境の構築に努めるよう、指導教養をお願いします。